

答申第 1104 号

諮問第 1754 号

件名：非違行為に関する速報等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたこと、及び別記に掲げる開示請求のうち①、③及び④に関して県教育委員会が教員本人から直接聴取した文書は管理していないとして、これを特定しなかったことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 3 月 11 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が令和 5 年 3 月 24 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 審査請求の併合について

審査請求人は、本件開示請求に係る 2 件の一部開示決定に対し審査請求をしているが、これらの審査請求は、同一の対象事案に関するものであることから、審査請求に係る審理の促進及び手続の効率化のため、実施機関はこれら 2 件の審査請求を併合することとした。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 4 年 10 月 13 日付けで自校児童に対するわいせつ行為により懲戒免職とした職員（以下「A 職員」という。）、同年 12 月 21 日付けで自校児童に対する体罰により減給 1/10 1 月とした職員（以下「B 職員」という。）、同日付けで自校生徒に対する不適切な行為により戒告とした職員（以下「C 職員」という。）及び令和 5 年 2 月 28 日付けで自校児童に対するわいせつ行為により懲戒免職とした職員（以下「D 職員」という。）の処分について、県教育委員会が作成又は取得した次の文書である。

このうち、別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 21 までが教職員課が作成又は取得した文書（文書 1 から文書 5 までが A 職員に係る処分に関する文書、文書 6 から文書 10 までが B 職員に係る処分に関する文書、文書 11 から文書 15 までが C 職員に係る処分に関する文書、文書 16 から文書 21 までが D 職員に係る処分に関する文書）であって、文書 22 から文書 28 までが尾張教育事務所が作成又は取得した文書である。

ア 文書 1、文書 6、文書 11 及び文書 16 について

文書 1、文書 6、文書 11 及び文書 16 は、発生した非違行為について、当該非違行為を行った職員（以下「被処分者」という。）の所属校の校長が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が愛知県教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会に提出した非違行為に関する速報である。

当該文書のうち、鑑文^{かがみ}には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、非違行為に関する速報には、報告者の職名及び氏名、被処分者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、非違行為の内容等が記載されている。

イ 文書 2、文書 7、文書 12 及び文書 17 について

文書 2、文書 7、文書 12 及び文書 17 は、非違行為に関する速報を提出した後、被処分者の所属校の校長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が県教育事務所を経由して県教育委員会に提出したものであり、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}、市町村教育委員会の鑑文^{かがみ}、非違行為報告書、被処分者の申立書及び校長の意見書から構成されている。

当該文書のうち、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}及び市町村教育委員会の鑑文^{かがみ}には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、非違行為報告書には作成者の職名及び氏名、被処分者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時、発生場所、概要、事後措置、相手の状況等が、被処分者の申立書には当該職員の所属、職名、氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属、氏名、意見等が記載されている。

ウ 文書 3、文書 8、文書 13 及び文書 19 について

文書 3、文書 8、文書 13 及び文書 19 は、被処分者の処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日、発生場所、審査対象者（被処分者及び校長）の所属名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が記載された部分（規律違反と認められる内容、人事考査

委員会事務局の処分案、人事考査委員会会長及び委員の人事考査委員会事務局処分案に対する可否並びに人事考査委員会の審査結果（所見）等が記載されている。

エ 文書 4、文書 9、文書 14 及び文書 20 について

文書 4、文書 9、文書 14 及び文書 20 は、県教育委員会が被処分者の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文及び決裁済起案書、辞令案、処分事由説明書案、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長からの副申、並びに市町村教育委員会からの内申及び意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文及び決裁済起案書には起案者氏名、題名、伺い文等が、辞令案には被処分者の職名、氏名、発令事項等が、処分事由説明書案には被処分者の所属、職名、氏名、処分理由、処分内容等が、通知案には標題、通知内容等が、副申には標題、県教育事務所長の意見等が、内申には標題、内申内容等が、意見書には市町村教育委員会の意見等が記載されている。

オ 文書 5、文書 10、文書 15 及び文書 21 について

文書 5、文書 10、文書 15 及び文書 21 は、県教育委員会が被処分者の所属校の校長の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文及び決裁済起案書、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長からの進達、並びに市町村教育委員会からの協議及び意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文及び決裁済起案書には起案者氏名、題名、伺い文等が、通知案には標題、通知内容等が、進達には標題、県教育事務所長の意見等が、協議には標題、協議内容等が、意見書には市町村教育委員会の意見等が記載されている。

カ 文書 18 について

文書 18 は、D 職員所属校の処分時の校長の意見書であり、校長の所属、氏名、意見等が記載されている。

キ 文書 22 について

文書 22 は、発生した非違行為について、D 職員所属校の校長が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で E 市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に報告し、市教育委員会が尾張教育事務所に提出した非違行為に関する速報である。

当該文書には、発信者の職名及び氏名、D 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、非違行為の内容等が記載されている。

ク 文書 23 について

文書 23 は、文書 22 を提出した後、D 職員所属校の校長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市教育委員会に報

告し、市教育委員会が尾張教育事務所に提出したものであり、起案文、報告案、市教育委員会の鑑文、非違行為報告書、D 職員の申立書及び校長の意見書から構成されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、題名、伺い文等が、報告案には標題、報告内容等が、市教育委員会の鑑文には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、非違行為報告書には作成者の職名及び氏名、D 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時、発生場所、概要、事後措置、相手の状況等が、D 職員の申立書にはD 職員の氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属、氏名、意見等が記載されている。

ケ 文書 24 について

文書 24 は、D 職員所属校の処分時の校長の意見書であり、校長の所属、氏名、意見等が記載されている。

コ 文書 25 について

文書 25 は、尾張教育事務所が D 職員の処分内容の決定にあたり起案したものであり、決裁済起案書、副申案並びに市教育委員会からの内申鑑文、内申及び意見書で構成されている。

当該文書のうち、決裁済起案書には起案者氏名、題名、伺い文等が、副申案には標題、県教育事務所長の意見等が、内申鑑文には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、内申には標題、内申内容等が、意見書には市教育委員会の意見等が記載されている。

サ 文書 26 について

文書 26 は、尾張教育事務所が D 職員所属校の校長の処分内容の決定にあたり起案したものであり、決裁済起案書、進達案並びに市教育委員会からの協議鑑文、協議及び意見書で構成されている。

当該文書のうち、決裁済起案書には起案者氏名、題名、伺い文等が、進達案には標題、尾張教育事務所長の意見等が、協議鑑文には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、協議には標題、協議内容等が、意見書には市教育委員会の意見等が記載されている。

シ 文書 27 について

文書 27 は、尾張教育事務所が D 職員の処分内容を市教育委員会に通知するために起案したものであり、決裁済起案書、通知案並びに県教育委員会からの通知文及び処分事由説明書で構成されている。

当該文書のうち、決裁済起案書には起案者氏名、題名、伺い文等が、通知案には標題、通知内容等が、県教育委員会からの通知文には標題、通知内容等が、処分事由説明書にはD 職員の所属、職名、氏名、処分理由、処分内容等が記載されている。

ス 文書 28 について

文書 28 は、尾張教育事務所が D 職員所属校の校長の処分内容を市教育委員会に通知するために起案したものであり、決裁済起案書、通知案及び県教育委員会からの通知文で構成されている。

当該文書のうち、決裁済起案書には起案者氏名、題名、伺い文等が、通知案には標題、通知内容等が、県教育委員会からの通知文には標題、通知内容等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができる部分として不開示とした被処分者の氏名、生年月日、担任するクラス、所属及び実家の所在地、校長の氏名、生年月日、所属及び印影、被処分者及び校長が所属する学校の市町村の名称及び区分、市町村教育委員会教育長、関係職員、警察職員及び関係児童の氏名、市町村教育委員会の担当課、職員の職名及び氏名並びに連絡先、当該市町村を所管する県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先、文書番号、発生場所、被害児童生徒の氏名、年齢、学年及びクラス、管轄の警察署名その他被害児童生徒の所属が分かる部分（以下「被処分者の氏名等」という。）は、被処分者、被害児童生徒その他特定の個人が識別できる情報である。

なお、被処分者、校長、関係職員、市町村教育委員会の教育長及び職員並びに県教育事務所の職員の氏名が明らかにされた場合、他の情報と照合することにより、被害児童生徒の所属等が判明し、被害児童生徒の識別が可能になる。よって、これらの情報については、当該職員の個人が識別できる情報であると同時に被害児童生徒の個人が識別できる情報としての面も有するものである。

イ 被害状況について分かる部分、被害児童生徒の状況について分かる部分及び休暇の種類が分かる部分（以下「被害状況について分かる部分等」という。）として不開示とした、被害状況や被害児童生徒の状況について具体的に記載された部分及び休暇に関する部分は、通常他人に知られたくない個人の人格的な権利利益等に関する情報である。

また、申立書、意見、聞き取り内容及び処分経過が記載された部分、被害者とその家族等の受け止め方及び主張について分かる部分、メッセージの内容について分かる部分、個人の言動、心情及びやり取りについて分かる部分並びに被害児童の家族の主張について分かる部分として不開示とした、被処分者の申立書、校長、県教育事務所長及び市町村教育委員会の意見、被処分者からの聞き取り内容及び処分経過が記載された部分（以下「被処分者の申立書等」という。）、相手方の主張、被害児童生徒とその家族等の受け止め方について分かる部分、被害生徒のメッセージの内容が分

かる部分、被処分者及び被害児童生徒等の言動、心情、やり取り等（以下「相手方の主張について分かる部分等」という。）には、規律違反の内容、個人の心情及び発言内容等が詳細に記載されており、これらは個人の人格的な権利利益等に関する情報である。

ウ よって、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

エ 県教育委員会では、懲戒処分を行った場合には、「懲戒処分の公表基準」に基づいてその概要を公表しているところであるが、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、一部又は全部を公表しないことができるとしている。本件については、被害児童生徒側が公表を望まなかったこと、被害児童生徒のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから総合的に考慮して、上記公表基準の「例外」に当たるものとして、被処分者の氏名等（D 職員が所属する学校の市名を除く）を非公表とした。

また、被害状況について分かる部分等、被処分者の申立書等及び相手方の主張について分かる部分等は、一般に公表される取扱いではない。

よって、被処分者の氏名等、被害状況について分かる部分等、被処分者の申立書等及び相手方の主張について分かる部分等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

オ 被処分者及び被処分者の所属校の校長は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではなく、これらの情報は、同号ただし書ハに該当しない。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第3条の2に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書ハの適用を除外されているところ、本件文書の警察職員の個人の氏名については、当該規則で定める職にある警察職員の氏名であるため、同号ただし書ハに該当しない。

カ 人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

キ 以上のことから、被処分者の氏名等、被害状況について分かる部分等、被処分者の申立書等及び相手方の主張について分かる部分等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 被処分者の申立書等は、県教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、また、処分経過が記載された部分は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であって、これらを公にすることが前提となれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがある。

また、相手方の主張について分かる部分等についても、公にすることが前提となれば、正確な事実関係の把握に必要である率直かつ具体的な供述を被害児童生徒とその家族等から得ることが今後困難となるおそれがある。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、被処分者の申立書等及び相手方の主張について分かる部分等が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、教員本人から事情聴取を行った際の「聴取記録等」を開示すべき旨の主張をしているが、学校等が関係者に聞き取った内容については、非違行為に関する速報及び非違行為報告書に記載されており、県教育委員会において請求内容に該当する文書は、これらの文書以外に管理していない。

5 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、別記に掲げる4件の教職員の懲戒処分事案に関して、県教育委員会が作成又は取得した文書であり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その構成及び内訳は、別表の1欄及び2欄に掲げるとおりであると認められる。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、わいせつ行為に係る処分及び不適切な行為に係る処分については、市町村教育委員会の意見書、校長意見書及び被処分者の申立書のうち被害児童生徒の個人特定情報部分を除く不開示部分については開示すべきである旨及び県教育委員会が被処分者から直接聴取した文書を特定すべきである旨を、また、体罰に係る処分については、個人情報（生年月日）を除き、開示すべきである旨を主張している。

よって、本件審査請求の対象となる不開示部分は、別表の4欄に掲げる部分であると解されるため、当該部分が同表の3欄に掲げる規定に該当するか否かについて、また、わいせつ行為に係る処分及び不適切な行為に係る処分事案に関して、県教育委員会が被処分者から直接聴取した文書を特定しなかったことの妥当性について以下検討する。

ア わいせつ行為及び不適切な行為に係る処分に関する文書のうち、被処分者の申立書、校長及び市町村教育委員会の意見書の不開示情報該当性について

(ア) 条例第7条第2号該当性について

a 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において被処分者の申立書、校長及び市町村教育委員会の意見書を見分したところ、被処分者並びに校長の氏名、所属及び所属する学校の市町村の名称が記載されていた。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、当該部分には被処分者の申立内容、校長及び市町村教育委員会の意見が記載されており、これらは非違行為の事実経過や被処分者自身の心情等に関する情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

b 条例第7条第2号ただし書該当性について

当審査会において検討したところ、当該部分には、わいせつ行為又は不適切な行為を行ったことで懲戒処分を受けた教職員の非違行為に関する情報が記載されており、処分についてのこれらの情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものと認められ、同号ただし書には該当しない。

また、これらの情報が、同号ただし書イ、ロ及びニに該当しないことは明らかである。

c したがって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

当審査会において、当該部分のうち、被処分者の申立書、処分経過が記載された部分、校長及び市町村教育委員会の意見を見分したところ、これらの部分は、処分内容を決定するための審議及び検討に関する情報であると認められ、公にすることにより、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがあるなど、非違行為の発生における諸般の事情を客観的に把握することができなくなることで、県教育委員会が行う人事管理上の事務に

関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの部分は、条例第7条第6号に該当する。

イ 体罰に係る処分に関する文書の不開示情報該当性について

(7) 条例第7条第2号該当性について

a 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において文書6から文書10までを見分したところ、被処分者の氏名及び所属、校長の氏名及び所属、被処分者が所属する学校の市町村の名称及び市町村区分、関係児童の氏名、市町村教育委員会職員の職名及び氏名、県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先、文書番号、非違行為の発生場所並びに被害児童の氏名、年齢、学年及びクラスが記載されていた。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、文書6から文書10までには児童や被害者家族等の言動及び心情が分かる部分、被害者とその家族等の受け止め方、被害状況、相手方の主張、被処分者の申立書、校長及び市町村教育委員会の意見並びに処分経過が記載された部分のうち規律違反と認められる内容が記載されており、これらは非違行為の事実経過や被処分者を含む関係者の心情等に関する情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

b 条例第7条第2号ただし書該当性について

(a) 同号ただし書イ該当性について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、県教育委員会では、懲戒処分を行った場合には「懲戒処分の公表基準」に基づき、その概要を公表することとしているが、例外として、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、一部又は全部を公表しないことができるとしているとのことである。そして、本件については、被害児童生徒側が公表を望まなかったこと、被害児童生徒のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることを総合的に考慮して、前記公表基準の例外に当たるものとして、被処分者の所属名等は公表していないとのことである。

当審査会において本件体罰に係る処分に関する公表資料の内容を確認したところ、学校所在地の地区等の情報は公表されているものの、被処分者の氏名や所属名等は公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないものと認められる。

よって、これらの情報は、同号ただし書イには該当しない。

(b) 同号ただし書ハ該当性について

審査請求人は、審査請求書において、体罰に関する情報は、公務員の公務遂行上の情報であり、開示されるべきである旨を主張している。

当審査会において検討したところ、文書6から文書10までには、体罰を行ったことで懲戒処分を受けた教職員の非違行為に関する情報や被処分者が具体的にどういった理由でいかなる処分を受けたか等の情報が記載されており、処分についてのこれらの情報は、職務遂行等に関して非違行為があったという事実を示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものと認められ、同号ただし書ハには該当しない。

よって、これらの情報は、同号ただし書ハには該当しない。

(c) さらに、これらの情報が、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

c したがって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

(i) 条例第7条第6号該当性について

当審査会において、文書6から文書10までのうち、児童や被害者家族等の言動及び心情が分かる部分、被害者とその家族等の受け止め方、相手方の主張、被処分者の申立書、処分経過が記載された部分並びに校長、県教育事務所長及び市町村教育委員会の意見を見分したところ、これらの部分は、上記ア(i)同様、公にすることにより、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの部分は、条例第7条第6号に該当する。

ウ 県教育委員会が被処分者から直接聴取した文書の存否について

当審査会において実施機関に確認したところ、本件事案に関して、県教育委員会の担当者が被処分者から聞き取りを行った内容についての記録のメモは作成しているものの、当該担当者が本人限りで所持していたものであるため組織的に共有しておらず、処分の検討のための審査表の作成資料として用いたうえで、本件処分公表後に廃棄したとのことである。

当審査会において検討したところ、被処分者の処分の検討は、処分に必要な情報が集約された審査表に基づき行っているとの実施機関の主張を踏まえれば、審査表以外に県教育委員会が被処分者に対して事情聴取を行った内容が記載された行政文書が存在しないとしても、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。

これらのことからすれば、県教育委員会において、被処分者から直接聴

取した文書を管理していたとは認められない。

(3) 実施機関のその他の主張について

処分経過が記載された部分のうち規律違反と認められる内容を除く部分、及び県教育事務所長の意見は、条例第7条第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の不開示情報該当性については前記(2)ア及びイにおいて述べたとおりであり、また、県教育委員会が被処分者から直接聴取した文書を特定しなかったことの妥当性については前記(2)ウにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

以下の教職員処分に関するすべての文書。

- ① 2022. 10. 13 発表 わいせつ行為に係る小学校教諭の処分
- ② 2022. 12. 21 発表 体罰に係る小学校教諭の処分
- ③ 2022. 12. 21 発表 不適切な行為に係る中学校教諭の処分
- ④ 2023. 2. 28 発表 わいせつ行為に係る小学校教諭の処分

別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
文書1 非違行為に関する速報について（報告）（令和4年6月28日付け）	<small>かがみ</small> 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・A 職員所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先 	条例第7条第2号	なし
	非違行為に関する速報	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名及び所属 ・A 職員の氏名、生年月日及び所属 ・発生場所 ・被害児童の学年及びクラス ・A 職員所属校の市町村の名称及び区分 ・市町村教育委員会職員の職名 ・休暇に関する部分 	条例第7条第2号	なし
		被害者とその家族等の受け止め方	条例第7条第2号及び第6号	なし
文書2 教員の非違行為について（報告）（報告）（令和4年8月26日付け）	教員の非違行為について（報告）（県教育事務所 <small>かがみ</small> の鑑文）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・A 職員所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先 	条例第7条第2号	なし
	教職員の非違行為報告書について（市町村教育委員会 <small>かがみ</small> の鑑文）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・A 職員の氏名及び所属 ・A 職員所属校の市町村の名称、市町村教育委員会の教育長名、担当課、職員の氏名及び連絡先並びに県教育事務所の名称 	条例第7条第2号	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名及び所属 ・A 職員の氏名、生年月日及び所属 ・発生場所 ・被害児童の氏名、年齢、学年、クラスその他被害児童の所属が分かる部分 ・関係職員の氏名 ・被害状況 ・被害児童の状況 ・A 職員所属校の市町村の名称 ・市町村教育委員会職員の職名及び氏名 ・休暇に関する部分 ・管轄の警察署名 	条例第7条第2号	なし
		被害者とその家族等の受け止め方及び心情が分かる部分	条例第7条第2号及び第6号	なし
	A 職員の申立書	全て	条例第7条第2号及び第6号	全て
	校長の意見書	校長の氏名及び所属	条例第7条第2号	全て
		校長の意見	条例第7条第2号及び第6号	
文書3 審査表 (令和4年10月3日付)	/	<ul style="list-style-type: none"> ・A 職員の氏名、生年月日及び所属 ・校長の氏名、生年月日及び所属 ・発生場所 ・被害児童の学年及びク 	条例第7条第2号	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
		ラス ・被害状況		
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし
文書4 教員の処分について（令和4年10月5日起案）	起案文及び決裁済起案書	A 職員所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称	条例第7条第2号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし
	辞令案及び処分事由説明書案	A 職員の氏名、所属及び所属校の市町村の名称	条例第7条第2号	なし
	通知案	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・A 職員の氏名及び所属 ・A 職員所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称 	条例第7条第2号	なし
	教員の処分について（副申）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・A 職員所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先 	条例第7条第2号	なし
		県教育事務所長の意見	条例第7条第2号及び第6号	なし
	教員の処分について（内申）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・A 職員の氏名及び所属 ・A 職員所属校の市町村の名称及び区分 	条例第7条第2号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分	
	意見書	A 職員所属校の市町村の名称	条例第7条第2号	全て	
		市町村教育委員会の意見	条例第7条第2号及び第6号		
文書5 校長の処分について（令和4年10月5日起案）	起案文及び決裁済起案書	県教育事務所の名称	条例第7条第2号	なし	
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし	
	通知案	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長の氏名及び所属 ・校長所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称 	条例第7条第2号	なし	
		校長の処分について（進達）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先 	条例第7条第2号	なし
			県教育事務所長の意見	条例第7条第2号及び第6号	なし
	校長の処分について（協議）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・A 職員の氏名及び所属 ・校長の氏名及び所属 ・校長所属校の市町村の名称及び区分 	条例第7条第2号	なし	
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし	
意見書	校長所属校の市町村の名称	条例第7条第2号	全て		
	市町村教育委員会の意見	条例第7条			

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	4 審査請求の対象となった部分	
			第2号及び第6号	
文書6 非違行為に関する速報（令和4年9月21日付け）		<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名及び所属 ・B 職員の氏名、生年月日及び所属 ・発生場所 ・被害児童の学年及びクラス ・B 職員所属校の市町村区分 	条例第7条第2号	生年月日を除く全て
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の言動及び心情が分かる部分 ・被害者とその家族等の受け止め方 		条例第7条第2号及び第6号		
文書7 教職員の非違行為について（報告）（令和4年10月6日付け）	教職員の非違行為について（報告）（県教育事務所の鑑文）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・B 職員の氏名及び所属 ・B 職員所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先 	条例第7条第2号	全て
非違行為報告書の提出について（市町村教育委員会の鑑文）	非違行為報告書の提出について（市町村教育委員会の鑑文）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・B 職員所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称 	条例第7条第2号	全て
非違行為報告書	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名 ・B 職員の氏名、生年月日及び所属 ・発生場所 ・被害児童の氏名、年齢、学年及びクラス ・関係児童の氏名 ・被害状況 ・B 職員所属校の市町村 	条例第7条第2号	生年月日を除く全て

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
		区分 ・市町村教育委員会職員の職名及び氏名		
		・児童の言動及び心情が分かる部分 ・被害者家族等の心情及びやり取りについて分かる部分 ・相手方の主張	条例第7条第2号及び第6号	
	B 職員の申立書	全て	条例第7条第2号及び第6号	全て
	校長の意見書	校長の氏名及び所属	条例第7条第2号	全て
		校長の意見	条例第7条第2号及び第6号	
文書8 審査表 (令和4年11月24日付け)		・B 職員の氏名、生年月日及び所属 ・校長の氏名、生年月日及び所属 ・発生場所	条例第7条第2号	生年月日を除く全て
		・児童の言動及び心情が分かる部分 ・処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	
文書9 教員の処分について (令和4年12月16日起案)	起案文及び決裁済起案書	B 職員所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称	条例第7条第2号	全て
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	
	辞令案及び処分事由説	B 職員の氏名、所属及び所属校の市町村の名称	条例第7条第2号	全て

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	4 審査請求の対象となった部分	
	明書案			
	通知案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ B 職員の氏名及び所属 ・ B 職員所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称 	条例第 7 条第 2 号	全て
	教員の処分について (副申)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ B 職員所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先 	条例第 7 条第 2 号	全て
		県教育事務所長の意見	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
	教員の処分について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ B 職員の氏名及び所属 ・ B 職員所属校の市町村の名称及び区分 	条例第 7 条第 2 号	全て
		処分経過が記載された部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
	意見書	B 職員の氏名、所属及び所属校の市町村の名称	条例第 7 条第 2 号	全て
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分経過が記載された部分 ・ 市町村教育委員会の意見 	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
文書 10 校長の処分について（令和 4 年 12 月 16 日起案）	起案文及び 決裁済起案書	県教育事務所の名称	条例第 7 条第 2 号	全て
		処分経過が記載された部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
	通知案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 校長の氏名及び所属 	条例第 7 条第 2 号	全て

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	4 審査請求の対象となった部分	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称 		
	校長の処分について (進達)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 校長所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先 	条例第7条第2号	全て
		県教育事務所長の意見	条例第7条第2号及び第6号	
	校長の処分について (協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ B 職員の氏名及び所属 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 校長所属校の市町村の名称及び区分 	条例第7条第2号	全て
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	
	意見書	校長の氏名、所属及び所属校の市町村の名称	条例第7条第2号	全て
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分経過が記載された部分 ・ 市町村教育委員会の意見 	条例第7条第2号及び第6号	
文書 11 教職員の非違行為に関する速報について(令	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ C 職員の氏名及び所属 ・ C 職員所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先 	条例第7条第2号	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
和4年10月25日付け)	非違行為に関する速報	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名及び所属 ・C 職員の氏名、生年月日及び所属 ・発生場所 ・C 職員の実家の所在地 ・休暇に関する部分 	条例第7条第2号	なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・被害者家族とのやり取りについて分かる部分 ・被害者とその家族等の受け止め方 	条例第7条第2号及び第6号	なし
文書12 教職員の非違行為について（報告）（令和4	教職員の非違行為について（報告）（ <small>かがみ</small> 県教育事務所の鑑文）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・C 職員の氏名及び所属 ・C 職員所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先 	条例第7条第2号	なし
年11月4日付け)	非違行為報告書の提出について（ <small>かがみ</small> 市町村教育委員会の鑑文）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・C 職員所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称 	条例第7条第2号	なし
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名 ・C 職員の氏名、生年月日、担任するクラス及び所属 ・発生場所 ・被害生徒の氏名、年齢、学年及びクラス ・関係職員の氏名 ・C 職員所属校の市町村の名称 ・市町村教育委員会職員の氏名 ・C 職員の実家の所在地 	条例第7条第2号	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
		・ 休暇に関する部分		
		・ 被害生徒のメッセージの内容が分かる部分 ・ 被害生徒等の言動、心情及びやり取りについて分かる部分 ・ 相手方の主張	条例第7条第2号及び第6号	なし
	C 職員の申立書	全て	条例第7条第2号及び第6号	全て
	校長の意見書	校長の氏名及び所属	条例第7条第2号	全て
		校長の意見	条例第7条第2号及び第6号	
文書 13 審査表 (令和4年11月24日付け)		・ C 職員の氏名、生年月日、担任するクラス及び所属 ・ 校長の氏名、生年月日及び所属 ・ 発生場所 ・ 被害生徒の年齢、学年及びクラス	条例第7条第2号	なし
		・ 被害生徒のメッセージの内容が分かる部分 ・ 被害生徒の言動が分かる部分 ・ 処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし
文書 14 教員の処分について (令和4年12月)	起案文及び決裁済起案書	C 職員所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称	条例第7条第2号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	4 審査請求の対象となった部分	
16 日 起 案)			第 6 号	
	辞令案及び 処分事由説 明書案	C 職員の氏名、所属及び 所属校の市町村の名称	条例第 7 条 第 2 号	なし
	通知案	・ 文書番号 ・ C 職員の氏名及び所属 ・ C 職員所属校の市町村 の名称及び県教育事務所 の名称	条例第 7 条 第 2 号	なし
	教員の処分 について (副申)	・ 文書番号 ・ C 職員所属校の市町村 の名称並びに県教育事務 所の名称、担当課、職員 の氏名及び連絡先	条例第 7 条 第 2 号	なし
		県教育事務所長の意見	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	なし
	教員の処分 について (内申)	・ 文書番号 ・ C 職員の氏名及び所属 ・ C 職員所属校の市町村 の名称及び区分	条例第 7 条 第 2 号	なし
		処分経過が記載された部 分	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	なし
	意見書	・ C 職員の氏名、所属及 び所属校の市町村の名称	条例第 7 条 第 2 号	全て
		・ 処分経過が記載された 部分 ・ 市町村教育委員会の意 見	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	
	文書 15 校長の処 分につい て (令和	起案文及び 決裁済起案 書	県教育事務所の名称	条例第 7 条 第 2 号
処分経過が記載された部 分			条例第 7 条 第 2 号及び	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	4 審査請求の対象となった部分	
4年12月16日起案)			第6号	
	通知案	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長の氏名及び所属 ・校長所属校の市町村の名称及び県教育事務所の名称 	条例第7条第2号	なし
	校長の処分について (進達)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長所属校の市町村の名称並びに県教育事務所の名称、担当課、氏名及び連絡先 	条例第7条第2号	なし
		県教育事務所長の意見	条例第7条第2号及び第6号	なし
	校長の処分について (協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・C職員の氏名及び所属 ・校長の氏名、所属及び所属校の市町村の名称 	条例第7条第2号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし
	意見書	校長の氏名、所属及び所属校の市町村の名称	条例第7条第2号	全て
		<ul style="list-style-type: none"> ・処分経過が記載された部分 ・市町村教育委員会の意見 	条例第7条第2号及び第6号	
文書16 非違行為に関する速報(令和元年10月7日付け)	/	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名及び所属 ・D職員の氏名、生年月日及び所属 ・警察職員の氏名 	条例第7条第2号	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
文書 17 教職員の非 教職員の非 違行為につ いて（報告） （報告） （令和元 年12月18 日付け）	教職員の非 違行為につ いて（報告） （県教育事務所の 鑑文）	D 職員の氏名及び所属	条例第 7 条 第 2 号	なし
	非違行為報 告書の提出 （市町村教 育委員会の 鑑文）	D 職員の所属	条例第 7 条 第 2 号	なし
	非違行為報 告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の氏名及び印影 ・ D 職員の氏名、生年月日及び所属 ・ 発生場所 ・ 被害児童の氏名、年齢、学年及びクラス ・ 関係職員の氏名 	条例第 7 条 第 2 号	なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き取り内容について分かる部分 ・ 相手方の主張 	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	なし
	D 職員の申 立書	全て	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	全て
	校長の意見 書	<ul style="list-style-type: none"> 非違行為発生時の校長の氏名及び所属 非違行為発生時の校長の意見 	<ul style="list-style-type: none"> 条例第 7 条 第 2 号 条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号 	全て
文書 18 校長意見 書（令和 4 年 4 月 13 日付 け）		D 職員処分時の校長の氏名及び所属	条例第 7 条 第 2 号	全て
		D 職員処分時の校長の意見	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	4 審査請求の対象となった部分	
文書 19 審査表 (令和 4 年 11 月 17 日付け)		<ul style="list-style-type: none"> ・ D 職員の氏名、生年月日及び所属 ・ 非違行為発生時の校長の氏名、生年月日及び所属 ・ D 職員処分時の校長の氏名、生年月日及び所属 ・ 発生場所 ・ 被害児童の学年及びクラス 	条例第 7 条 第 2 号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	なし
文書 20 教員の処分について (令和 4 年 11 月 28 日起案)	起案文及び 決裁済起案書	処分経過が記載された部分	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	なし
	辞令案、処分事由説明書案及び通知案	D 職員の氏名及び所属	条例第 7 条 第 2 号	なし
	教員の処分について (副申)	県教育事務所長の意見	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	なし
	教員の処分について (内申)	D 職員の氏名及び所属	条例第 7 条 第 2 号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号	なし
	意見書	D 職員の氏名及び所属	条例第 7 条 第 2 号	全て
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分経過が記載された部分 ・ 市町村教育委員会の意見 		条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号		

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
文書 21 校長の処分について（令和4年11月28日起案）	起案文及び 決裁済起案書	処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし
	通知案	校長の氏名及び所属	条例第7条第2号	なし
	校長の処分について（進達）	県教育事務所長の意見	条例第7条第2号及び第6号	なし
	校長の処分について（協議）	・D職員の氏名及び所属 ・校長の氏名及び所属	条例第7条第2号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし
	意見書	校長の氏名及び所属	条例第7条第2号	全て
・処分経過が記載された部分 ・市町村教育委員会の意見		条例第7条第2号及び第6号		
文書 22 非違行為に関する速報（令和元年10月7日付け）		・校長の氏名及び所属 ・D職員の氏名、生年月日及び所属 ・警察職員の氏名	条例第7条第2号	なし
文書 23 教職員の非違行為について（報告）（令和元年12月18日）	起案文及び報告案	D職員の氏名及び所属	条例第7条第2号	なし
	非違行為報告書の提出（市教育委員会 <small>かがみ</small> の鑑文）	D職員の所属	条例第7条第2号	なし
	非違行為報	・校長の氏名及び印影	条例第7条	なし

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
日(起案)	告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ D 職員の氏名、生年月日及び所属 ・ 発生場所 ・ 被害児童の氏名、年齢、学年及びクラス ・ 関係職員の氏名 	第 2 号	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き取り内容について分かる部分 ・ 相手方の主張 	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	D 職員の申立書	全て	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	全て
	校長の意見書	非違行為発生時の校長の氏名及び所属	条例第 7 条第 2 号	全て
		非違行為発生時の校長の意見	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
文書 24 校長意見書（令和 4 年 4 月 13 日付け）	/	D 職員処分時の校長の氏名及び所属	条例第 7 条第 2 号	全て
D 職員処分時の校長の意見		条例第 7 条第 2 号及び第 6 号		
文書 25 教員の処分について（副申）（令和 4 年 11 月 15 日起案）	決裁済起案書	/	/	/
	副申案	県教育事務所長の意見	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	教員の処分について（内申）の提出について（市教育委員会の鑑文）	/	/	/

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
	教員の処分について (内申)	D 職員の氏名及び所属	条例第 7 条第 2 号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	意見書	D 職員の氏名及び所属	条例第 7 条第 2 号	全て
		・ 処分経過が記載された部分 ・ 市町村教育委員会の意見	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
文書 26 校長の処分について（進達）（令和 4 年 11 月 15 日起案）	決裁済起案書			
	進達案	県教育事務所長の意見	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	校長の処分について（協議）の提出について（市教育委員会の鑑文）			
	校長の処分について（協議）	・ D 職員の氏名及び所属 ・ 校長の氏名及び所属	条例第 7 条第 2 号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	なし
	意見書	校長の氏名及び所属	条例第 7 条第 2 号	全て
		・ 処分経過が記載された部分 ・ 市町村教育委員会の意見	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
文書 27	決裁済起案			

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	4 審査請求の対象となった部分
教員の処分について（通知）（令和5年2月28日起案）	書		
	通知案、教員の処分について（通知）（県教育委員会からの通知文）及び処分事由説明書	D 職員の氏名及び所属	なし
文書 28 校長の処分について（通知）（令和5年2月28日起案）	決裁済起案書		
	通知案 校長の処分について（通知）（県教育委員会からの通知文）	校長の氏名及び所属	なし

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 8. 10	諮問（弁明書の写しを添付）
5. 8. 30	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6. 1. 29	審査庁が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録を審査庁から受理
6. 2. 27 (第 680 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
6. 3. 21 (第 682 回審査会)	審議
6. 4. 17 (第 683 回審査会)	審議
6. 5. 28	答申